（様式第２－14号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要（変更）

平成31年4月12日

各務原市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	変更内容
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				各務原市蘇原北部	無	平成27年度 ～ 平成31年度	蘇原北部地域保全会	対象農用地面積及び対象施設の変更
○				各務原市蘇原伊吹	無	平成28年度 ～ 平成32年度	蘇原伊吹ブロック保全会	
○				各務原市那加前洞	無	平成29年度 ～ 平成33年度	那加前洞地域保全会	
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		